

監察活動（非行政書士行為排除）報告

＝「農地法関係業務」調査の実施について＝

北海道行政書士会
広報部長 大沼準

北海道行政書士会では、日本行政書士会連合会の行なう監察活動（非行政書士行為排除）に呼応して、「農地法関係業務」調査を実施しておりますのでその概要を会員皆様へご報告します。

日本行政書士会連合会及び全国の単位会は毎年10月1日から10月31日までの間を「行政書士制度広報月間」として、関係各方面にご協力方を願います等、各地の実情に応じた活動を行なっていますが、特に、今年度は、「農地法関係業務」に関する調査を監察的側面における重点活動項目として位置付けています。

日本行政書士会連合会は、平成22年10月22日に全国農業会議所会長宛てに「農地法関係業務」に関する調査協力の要請を文書にて発信し、北海道行政書士会も平成22年12月2日に北海道農業会議所会長宛て同様内容を文書にて発信しました。また各市町村農業委員会会長には次の調査事項の要請を行なっています。

【各市町村農業委員会会長への調査依頼事項】

過去3年間における

- (1) 農地法第3条及び第4条並びに第5条における許可・申請総件数
- (2) 上記1のうち、本人手続件数
- (3) 同上、行政書士による代理手続件数
- (4) 同上、上記2及び3以外による手続件数

上記の具体的発信内容は次ページ以降に掲載しました。



北 行 第 79 号
平成22年12月2日

北海道農業会議
会長 藤野 昭治 様

北海道行政書士会
会長 加藤 隆夫

「農地法関係業務」調査に対するご理解とご協力方お願いについて

拝 啓

初冬の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、当会の運営及び行政書士業務にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本行政書士会連合会では、監察活動（非行政書士行為排除）の一環として、別添平成22年10月22日付日行連発第931号「行政書士制度の適正運用に係るご理解とご協力のお願い」文書により、全国農業会議所会長様宛ご協力のお願いを申し上げたところでございます。

当会におきましても、日本行政書士会連合会のこの施策に呼応し、道内の各農業委員会様に対し、別添「「農地法関係業務調査」に対するご協力方お願いについて」文書を発出し調査へのご協力をお願いしたいと存じます。

つきましては、貴職におかれましても当調査にご理解を賜り、調査に対するご支援をいただければ幸いと存じます。

結びに、これから本格的厳寒期に入る折、貴職のご健勝と貴会の益々のご発展を祈念申し上げます。

敬 具

添付資料

- 1 行政書士制度の適正運用に係るご理解とご協力方お願い
- 2 「農地法関係業務」調査に対するご協力方お願いについて
- 3 行政書士法（抜粋）

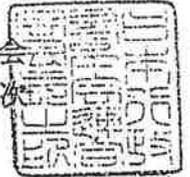
（担当広報部長 大沼 準）



日行連発第931号
平成22年10月22日

全国農業会議所
会長 太田 豊秋 様

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次



行政書士制度の適正運用に係るご理解とご協力方をお願い

拝啓 清秋の候、貴会議所におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当会の運営につきましては、格別のご協力をいただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

さて、当会及び当会を組織する各都道府県の行政書士会においては、毎年10月1日から10月31日までの間（*）を「行政書士制度広報月間」として、行政書士法の周知徹底により行政書士制度の適正な運用を図るため、関係各方面にご協力方をお願いする等、各地の実情に応じた活動を行っております。

特に、今年度は、当会において「農地法関係業務」に関する調査を監察的側面における重点活動項目として位置付け、各行政書士会に対し、①申請総件数、②本人申請件数、③行政書士代理申請件数、④その他の代理申請件数を調査する等の調査を推奨をしているところです。そのため、各行政書士会より各地の農業委員会に対して、調査依頼等がなされていることと存じます。

つきましては、ご連絡が遅くなり大変心苦しいことではありますが、行政書士制度広報月間の趣旨をご理解いただくとともに、貴会議所におかれましても、行政書士制度の適正な運用のためにご協力をお願いしたく、何卒よろしく願い申し上げます。

*各行政書士会ごとに実施期間は前後することがあります。

敬具

<別添>

- ・「行政書士制度広報月間」における監察活動の実施について
（「日本行政」平成22年10月号より）

北 行 第 号
平成 22 年 12 月 日

各市町村農業委員会会長殿

北海道行政書士会

会長 加 藤 隆 夫 公印
省 略

「農地法関係業務」調査に対するご協力方お願いについて

拝 啓

初冬の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、当会の運営及び行政書士業務にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ご承知のとおり行政書士は、行政手続きの円滑な実施に寄与し、併せて国民の利便に資することを目的として、行政書士法に定める「官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成し、また、官公署への提出手続き及び書類作成を代理人として行うこと並びにこれら書類の作成について相談に応ずること」を業としているところでございます。

従って、農地法第3条、第4条、第5条の申請については行政書士の独占業務であり、行政書士以外の士業の方が受任する業務の付随業務には該当せず、これを行うことは行政書士法に抵触することとなります。

つきましては、貴職におかれまして以上のことについてご理解の上、下記調査事項についてご回答方ご協力をお願い申し上げます。

ご多忙中に関わりませず大変申し訳ありません。

結びに、貴職の益々のご健勝とご発展を祈念申し上げます。

敬 具

1 調査事項について

過去3年間における

- (1) 農地法第3条及び第4条並びに第5条における許可・申請総件数
- (2) 上記1のうち、本人手続件数
- (3) 同上、行政書士による代理手続件数
- (4) 同上、上記2及び3以外による手続件数

2 ご回答について

「別紙」により、FAX（番号011-281-4138）にてご回答をお願い致します。

3 その他

「行政書士法」関係条文（抜粋）を添付しますのでご参考に願います。

(担当広報部長 大沼 準)

別 紙

平成 年 月 日

北海道行政書士会会長様

市・町・村農業委員会

回 答 書

平成22年12月3日付で照会のあった調査事項について、下記の通り回答致します。

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	計
農地法第3条 関係	本人申請				
	行政書士申請				
	上記以外申請				
	小 計				
農地法第4条 関係	本人申請				
	行政書士申請				
	上記以外申請				
	小 計				
農地法第5条 関係	本人申請				
	行政書士申請				
	上記以外申請				
	小 計				
合 計	本人申請				
	行政書士申請				
	上記以外申請				
	計				

FAX 011-281-4138

お問い合わせ先 札幌市中央区北1条西10丁目 北海道行政書士会館

「北海道行政書士会」(事務局次長 斉藤)

電話番号 011-221-1221

e-mail gyosei@mrd.biglobe.ne.jp

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。

(業務)

第1条の2 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

注 2項の「他の法律」=弁理士法、税理士法、司法書士法、土地家屋調査士法、海事代理士法、建築士法、弁護士法、不動産の鑑定評価に関する法律、社会保険労務士法

第1条の3 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

- 一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること。
- 二 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。
- 三 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。